

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成28年11月11日京都市条例第 8 号）（選挙管理委員会事務局選挙課）

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げようとするものです。

1 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額の改定

区 分	限度額（1日につき）	
	改正前	改正後
自動車の借入契約	15,300円	15,800円
自動車の燃料の供給に関する契約	7,350円	7,560円

2 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定

(1) 選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合の作成単価の限度額

単 位	改正前	改正後
1 枚	7円30銭	7円51銭

(2) 選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合の作成単価の限度額

改正前	$\frac{4円88銭 \times \text{当該ビラの作成枚数} + 365,000円}{\text{当該ビラの作成枚数}}$
改正後	$\frac{5円2銭 \times \text{当該ビラの作成枚数} + 375,500円}{\text{当該ビラの作成枚数}}$

3 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定

(1) 選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の作成単価の限度額

改正前	$\frac{510円48銭 \times \text{当該ポスター掲示場の数} + 301,875円}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$
改正後	$\frac{525円6銭 \times \text{当該ポスター掲示場の数} + 310,500円}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$

(2) 選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合の作成単価の限度額

改正前	$\frac{26円73銭 \times (\text{当該ポスター掲示場の数} - 500) + 557,115円}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$
-----	--

改正後	$\frac{27\text{円}50\text{銭} \times (\text{当該ポスター掲示場の数} - 500) + 573,030\text{円}}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$
-----	---

この条例は、平成28年11月11日から施行することとしました。

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川 大作

## 京都市条例第 8 号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「4円88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,500円」に改める。

第10条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局選挙課)